船橋市患者等搬送事業指導基準

船 橋 市 消 防 局

（趣旨）

第１条　船橋市患者等搬送事業認定基準第２条に定める指導基準を次のとおり定める。

（患者等搬送事業者の認定）

第２条　認定対象となる患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(2)　一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(3)　特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(4)　自家用有償旅客運送の登録を受けた者

（事業実施の基本原則）

第３条　患者等搬送事業者は、事業実施に当り次の基本原則を遵守しなければならない。

(1)　患者等からの通報に適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること

(2)　緊急性のない患者等を搬送対象とすること

(3)　事業の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守すること

（消防機関との連携）

第４条　患者等搬送事業者は、患者等からの要請時点、依頼場所に到着した時点及び搬送途上において、患者等を緊急に医療機関に搬送する必要があると認めたときは、次の事項を消防機関に通報し、救急自動車を要請しなければならない。

(1)　患者等の居る場所

(2)　患者等の状態

(3)　既往症

(4)　掛かりつけの医療機関等

（乗務員の要件）

第５条　ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車(以下「患者等搬送用自動車」という。)及び車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車(以下「患者等搬送用自動車(車椅子専用)」という。)に同乗し搬送業務に

従事する者は、満 18 歳以上の者で、適任証を保持する者をもって充てなければならない。

（適任証の携帯）

第６条　乗務員は、搬送業務に従事するときは、適任証を携帯していなければならない。

（定期講習）

第７条　患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能を適切に管理するため、適任証の交付を受けた乗務員に、２年に１回以上消防機関等の行う定期講習を受講させなければならない。

（運行体制）

第８条　患者等搬送用自動車の乗務員は、１台につき２人以上とすること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、乗務員を１人とすることができる。

(1)　乗務員以外に医師、看護師又は救急救命士が同乗する場合

(2)　退院の場合

(3)　医師の指示によるあらかじめ日を特定した入院、転院又は通院の場合

(4)　社会福祉施設等への送迎の場合

２　患者等搬送用自動車(車椅子専用)の乗務員は、１台につき１人以上とすること。

ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合については、医師等を同乗させる。又は、乗務員数を２人以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。

（患者等搬送用自動車の要件）

第９条　患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車(車椅子専用)は、次に掲げる構造及び設備を有するものでなければならない。

(1)　十分な緩衝装置を有すること

(2)　換気及び冷暖房の装置を有するものであること

(3)　乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること

(4)　ストレッチャー、車椅子等を確実に固定できる構造であること

(5)　患者等搬送用自動車(車椅子専用)については、車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること

(6)　患者等搬送用自動車(車椅子専用)については、車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること

(7)　自動車電話等、緊急連絡に必要な設備を有していること

（車両の外観）

第 10 条　患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車(車椅子専用)は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈してはならない。

（積載資器材）

第 11 条　患者等搬送用自動車には別表第１の１及び患者等搬送用自動車(車椅子専用)には別表第１の２に掲げる資器材を積載しなければならない。

（消毒）

第 12 条　患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次により行うものとする。

(1)　定期消毒　毎月１回以上

(2)　使用後消毒　毎使用後

(3)　医師から消毒について指示があった場合は、その都度指示に基づいた消毒を行うものとする

(4)　消毒の実施要領は、別表第２により行うものとし、その記録は消毒実施記録表（第１号様式）により記録するものとする

（衛生・安全管理）

第 13 条　患者等搬送事業に従事する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車(車椅子専用)並びに積載資器材については、点検整備を確実に行い、清潔の保持に努めること

(2)　乗務員の服装は、患者等搬送事業にふさわしいものとし、清潔の保持に努めること

(3)　患者等の搬送に当たっては、患者等及び同乗者に対し安全ベルトを装着させる等、安全搬送のための措置を講じること

（事業案内）

第14条　パンフレット等の事業案内には、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現は避けること。

附　則

この基準は、平成１９年５月１７日から施行する。

附　則

この基準は、平成２８年３月１０日から施行する。

別表第１の１（第１１条）

患者等搬送用自動車に積載する資器材

項　　目	資　器　材　名
呼吸管理用資器材	バッグバルブマスク
	ポケットマスク
保温・搬送用資器材	敷　物
	保温用毛布
	ストレッチャー(車椅子)
	担　架
	まくら
創傷等保護用資器材	三角巾
	ガーゼ
	包　帯
	タオル
	ばんそうこう
消毒用資器材 (車両・資器材用)	噴霧消毒器
	消毒薬
その他の資器材	はさみ
	マスク
	ピンセット
	手　袋
	汚物入れ(膿盆等)
	体温計
	※ ＡＥＤ

「※」は、任意の積載とする。

別表第１の２（第１１条）

患者等搬送用自動車(車椅子専用)に積載する資器材

項　　目	資　器　材　名
呼吸管理用資器材	※バッグバルブマスク
	ポケットマスク
保温・搬送用資器材	※敷　物
	保温用毛布
	ストレッチャー(車椅子)
	担　架
	※まくら
創傷等保護用資器材	三角巾
	ガーゼ
	包　帯
	タオル
	ばんそうこう
消毒用資器材 (車両・資器材用)	噴霧消毒器
	消毒薬
その他の資器材	はさみ
	マスク
	ピンセット
	手　袋
	汚物入れ(膿盆等)
	体温計
	※ ＡＥＤ

「※」は、任意の積載とする。

別表第２（第１２条）

消 毒 の 実 施 要 領

１　消毒の実施要領

	血液、嘔吐等による汚染を受けた場合	左 記 以 外 の 汚 染 の 場 合
資器材	１　消毒剤による清拭 ２　流水による洗浄 ３　消毒、殺菌	１　流水による洗浄 ２　消毒、殺菌
車　内	１　消毒剤による清拭、噴霧消毒 ２　流水による洗浄	１　流水による洗浄 ２　消毒剤による清拭
備　考	１　車内で、水漏れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行なうものとする。 ２　消毒実施時には、ディスポーザブルのビニール手袋等を着装すること。	

２　消毒の区分及び使用上の注意

区分	薬品名	適 用（ 濃 度 ）等	使 用 上 の 注 意
薬物消毒	塩化ベンザルコニウム	１　手術・皮膚　0.5%～0.1% ２　器具類　0.1% ３　作り方 ・　濃度　0.1%の消毒液（１ﾘｯﾄﾙ） 消毒液（原液 10%） 10cc＋水 990cc	１　結核菌に対しては有効ではない。 ２　石けん類は殺菌効果を弱めるので、クレゾール石けん液等との併用は避ける。 ３　血液、汚物等の存在下では著しく効果が減少するので、器具等に付着している場合は十分に洗い落としてから使用すること。 ４　合成ゴム製品、合成樹脂製品等への使用は避けることが望ましい。
	クレゾール石けん	１　手術・皮膚　0.5～１% ２　器具類　0.5～１% ３　排泄物 ４　作り方 ・濃度　１%の消毒液（１ﾘｯﾄﾙ） 消毒液（原液 50%） 20cc＋水 980cc ・濃度　1.5%の消毒液（１ﾘｯﾄﾙ） 消毒液（原液５０%） 30cc＋水 970cc	１　濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちに拭き取り石けん水と水でよく洗い流す。 ２　浄水で希釈すると次第に混濁して沈殿するようなことがあるので、このような場合には上澄み液を使用する。 ３　ウィルスに対しては有効でない。

薬物消毒	消毒用エタノール	1　手術・皮膚 2　器具類 ※　使用する時は必要な量だけを取り出し、原液の濃度をできるだけ変化させない。	1　希釈しないで使用する。 2　広範囲又は長期間使用する場合には、蒸気の吸入に注意すること。 3　血液、膿汁等の蛋白質を凝固させ内部にまで浸透しないことがあるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分に洗い落としてから使用すること。 4　手指・皮膚に使用した場合には、脱脂綿等による皮膚荒れを起こすことがある. 5　合成ゴム製品、合成樹皮製品等の器具は、長時間浸漬しないこと。
	次亜塩素酸ナトリウム	1　手術・皮膚 0.01～0.05% 2　器具類　　0.02～0.05% 3　排泄物　　0.1 ～1% 4　AIDS・HB ウィルス等 (1)　汚染　　1% (2)　汚染(疑)　0.1～0.5% 5　作り方 ・濃度　1%の消毒液(1リットル) 消毒液(原液 6%) 167cc＋水 833cc ・濃度　0.5%の消毒液(1リットル) 消毒液(原液 6%) 83cc＋水 917cc ・濃度　0.05%の消毒液(1リットル) 消毒液(原液 6%) ８cc＋水 992cc	1　血液、膿汁等は殺菌作用を弱めるので、これらが付着している器具等に用いる場合には、十分洗い落としてから使用すること。 2　金属を腐食させるので、器具等に使用する場合には注意すること。 3　濃厚液が皮膚に付着した場合は、直ちに拭き取り石けん水と水でよく洗い落とす。 4　結核菌に対しては有効ではない。
その他の消毒	廃棄	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号)等に基づく感染症により、汚染された物件、器具等で消毒後再び使用する目的のないもの又は、消毒費用に比較して安価なものは、廃棄することが望ましい。	
	日光消毒	衣類、毛布、敷物等で上記の消毒法を実施できない場合は、薬物消毒と併用して直射日光で消毒する。	

第１号様式（第１２条）

消　毒　実　施　記　録　表

実施年月日	使用薬品及び濃度	実施者	確認欄
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			
年　　月　　日			